

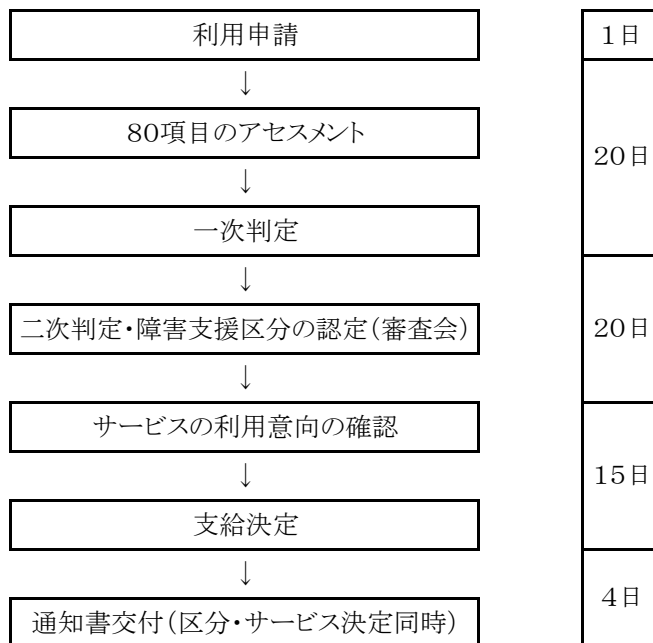
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 36

処 分 名	障害支援区分の変更認定	
処 分 の 概 要	障害認定区分について、必要がある時は調査・審査等を行い、区分の変更を行い受給者証等交付する。	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	
条 項	第24条第4項	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	60日	
標準処理期間	計	60日
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第10条による審査会の審査及び、介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】                  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律                  (支給決定の変更)                  第二十四条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。                  2 市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。                  3 第十九条(第一項を除く。)、第二十条(第一項を除く。 )及び第二十二条(第一項を除く。 )の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。                  4 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害程度区分の変更の認定を行うことができる。                  5 第二十一条の規定は、前項の障害程度区分の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。                  6 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令                  (障害支援区分の認定手続)                  第十条 市町村は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。 )又は特例訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。 )の支給決定(法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。 )を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があったときは、同条第二項の調査(同条第六項の規定により嘱託された場合にあつては、当該嘱託に係る調査を含む。 )の結果その他厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、当該障害者について、その該当する障害支援区分に関し審査及び判定を求めるものとする。                  2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害支援区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。                  3 市町村は、前項の規定により通知された市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない。</p> <p>介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。